

令和2年度「食のみやこ鳥取県」輸出促進活動支援 事業費補助金の事務手続きについて

- 1. 交付申請提出** (1回目：令和2年3月9日から令和2年6月30日まで)
(2回目：令和2年6月1日から令和2年10月31日まで)
(3回目：令和2年10月1日から令和3年2月28日まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」による送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

- 2. 交付決定通知到着** (交付申請から原則20日以内)

※交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

- 3. 事業開始** ※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

※航空券、ホテル、出展料等については、交付決定前に発注(申込)、購入、契約、支払等を実施した場合であっても、渡航前に交付決定となった場合は補助対象です。

【事業を変更する場合】

事業を変更する場合には、事前に県の承認が必要です。
変更申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

- 4. 事業完了** ※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

※事業完了日：補助対象経費の額が確定した日

- 5. 実績報告書提出** (事業完了日から30日以内又は4月20日のいずれか早い日)

※交付決定通知毎に実績報告書を提出してください。
※実績報告は、「とっとり電子申請サービス」による送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。
※実績報告書には、補助対象経費を確認出来る書類、成果物(作成したチラシ・パンフレット・DVD等)及び実施・参加したイベントの写真等を添付してください。

◎補助金の支払い

※実績報告書とともに、補助金の振込依頼書をお送りください(口座登録している場合を除く)。補助金の額の確定通知後、2週間程度を目途に口座振込で補助金を支払います。
※証拠書類等は事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存する必要があります。

【資料提出・問い合わせ先】

鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局 販路拡大・輸出促進課 輸出促進担当
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電子メール：hanro-yusyutsu@pref.tottori.lg.jp
電話：0857-26-7963 ファクシミリ：0857-21-0609